

【8. その他】

Q8－1. 地球温暖化対策報告書制度においては、大規模事業所（総量削減義務と排出量取引制度）と同じように削減義務が課されていますか？－

A8－1. 地球温暖化対策報告書制度では、大規模事業所の地球温暖化対策計画書とは異なり、削減義務はありません。

Q8－2. 地球温暖化対策報告書の提出が義務となった場合、事業所等にエネルギー管理士などの資格をもった者を配置しなければなりませんか？

A8－2. 条例では、地球温暖化対策を推進するための組織体制を整備すべき努力義務が規定されていますが、地球温暖化対策報告書制度において、事業所等にエネルギー管理士などの有資格者を配置しなければならないというような義務はありません。

Q8－3. 地球温暖化対策報告書制度の対象事業者は、中小企業のみに限定されますか？

A8－3. 本制度は、事業所等ごとのエネルギー使用量に着目して、原油換算エネルギー使用量が、年間で1,500kL未満の事業所等が対象です。事業者の資本金等に着目した分類ではありませんので、大企業でも報告書の提出対象になります。

Q8－4. 省エネ法も改正されましたが、対象要件が似ているように思います。省エネ法で届出をした場合も、東京都の地球温暖化対策報告書を提出しなければなりませんか？また、省エネ法の算定結果と地球温暖化対策報告書での算定結果が異なるケースはありますか？

A8－4. 地球温暖化対策報告書制度は、省エネ法とは別の制度となっていますので、省エネ法で届出をした場合でも、都の条例に基づき地球温暖化対策報告書の義務提出要件に該当すれば、報告書の提出が義務づけられます。また、一部、エネルギー使用量の把握の範囲や、CO2排出係数など異なる部分もございますが、制度趣旨をご理解の上、ご協力いただくようお願いします。

Q8－5. オーナーは、テナントが独自使用しているエネルギー使用量も把握しなければならず、関係する事業者は情報提供等の協力を行うことになるということですが、協力を求めたことに関する証拠を何か残しておく必要はありますか？また、協力を求めなかった場合、もしくは、協力を拒否した場合に罰則はありますか？

A8－5. 条例第5条の5第3項において、温室効果ガス排出事業者が地球温暖化対策を実施するに当たって、他の事業者は協力するよう努めなければならない旨定められています。情報提供等の協力依頼は、その状況について都が実態を把握、確認することができるよう、書面で行うことが望ましいといえますが、書面でのやりとりを強制するものではありません。

Q8－6. テナントビル等の所有者（オーナー）がテナントに対して提供しなければならない情報は、具体的にはどのようなものですか？

A8-6. オーナーからテナントへ提供すべき情報とは、当該テナントフロアで使用されている電気の使用量、テナントの空調のエネルギー使用量やビル全体のエネルギー使用量等、テナント事業者が、エネルギー使用量等の算出や地球温暖化対策報告書の作成に必要とする情報です。

Q8-7. 報告書の提出には、燃料等の購入伝票をすべて保存し、添付しなくてはならないのですか？-

A8-7. 本制度では、報告書の提出の際に、燃料等の購入伝票等を添付する必要はありません。

Q8-8. 都内に複数の中小規模事業所を設置している事業者ですが、社において、出先の事業所巡回などの際、自動車の使用の抑制に努めています。そのような取組を報告書に記載することはできますか？

A8-8. 報告書制度は、事業所等における地球温暖化対策を求めるもので、エネルギー使用量の把握に自動車の使用は含まれませんが、特筆すべき取組がある場合には、報告書の特記事項欄に記載していただいて構いません。

Q8-9. 報告書を提出しなかった場合に罰則はありますか？

A8-9. 報告書の提出が義務となる事業者が報告書を提出しなかった場合は、報告書を提出するよう勧告を行います。正当な理由なくこの勧告に従わなかった場合は、その旨を公表します。